



令和5年(2023年)

SETAGAYA 区のおしらせ

9/25
No.1901

せたがや

発行/世田谷区 編集/広報広聴課

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

区役所 ☎5432-1111(代) ☎5432-3001(広報広聴課)

区のホームページ

▶<https://www.city.setagaya.lg.jp/>



世田谷区教育振興基本計画(素案)

にご意見・ご提案をお寄せください

世田谷区教育振興基本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく「世田谷区の教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けています。この計画は、誰もがより良い教育を受けられ、学ぶことができ、幸せな未来を実現できることをめざすものです。現在の社会は急激に変化しています。その変化を的確に計画へ反映するため、第2次世田谷区教育ビジョンの計画期間は10年間でしたが、今回の計画は5年間とし、令和6年度から令和10年度までのめざすべき教育の方向性を示しています。

世田谷区教育振興基本計画策定委員会等で検討を重ね、素案をまとめました。子どもから大人まで幅広い世代の皆さんからご意見・ご提案をいただいた上で、計画の策定の検討を進めます。

☎教育総務課 ☎5432-2745 FAX 5432-3028

世田谷区の小・中学生の皆さんへ

世田谷区教育委員会では、新しい教育の計画をつくっています。世田谷区の教育の計画ですから、教育に直接関係する児童・生徒の皆さんの「意見」が必要です。裏面に計画の大事な点である「教育目標」と4つの「基本方針」を書いています。右の二次元コードを読み取り、オンライン手続きで意見をお寄せください。

※郵送でも意見を受け付けます。郵送で提出される場合は、下記宛名用紙を使用し、意見の最後に学年を書いてください。



郵送提出用 宛名用紙

料金受取人払郵便
世田谷局承認
3202
差出有効期間
2023年
10月17日まで
(切手不要)

1 5 4 - 8 7 6 6
202
定形郵便物
番27号
局

【ご注意ください】
本号のホームページ版ではこの部分を切り取って宛名用紙として利用することはできません。ご了承ください。

住所/世田谷区 丁目 番 号
差出人 氏名/

令和5年4月に施行されたこども基本法第3条の基本理念に「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。」などが規定されました。

子どもの意見を尊重した施策とするためには、子ども権利条約やこども基本法における「子どもを個人として尊重する」「子どもの意見を尊重する」などの基本理念を踏まえておく必要があります。子どもを中心とした教育を本計画の最も大切な視点としていくとともに、子どもの意見が反映される教育について、あらゆる子どもの学びや成長に関わる全ての方たちと共通理解を深めることに重点的に取り組んでいきます。

計画の素案をご覧いただき、皆さんからの幅広いご意見・ご提案をお待ちしています。

世田谷区教育委員会教育長 渡部理枝